

市内各共同生活援助事業所 管理者 様
市内各相談支援事業所 管理者 様

仙台市健康福祉局障害者支援課長

共同生活援助における体験利用に係る取扱いについて（通知）

平素より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、共同生活援助における体験利用につきましては、各共同生活援助事業所からご質問を受けることが多くなっているところ、その取扱いについて改めて整理したうえ、下記のとおり通知いたしますので、ご了知の上、適切にご対応いただきますよう、お願いいたします。

記

1 体験利用の概要

共同生活援助における体験利用とは、指定障害者支援施設等の入所施設に入所若しくは精神科病院等に入院している者又は家族等と同居している者等であって、共同生活住居への入居を希望している者が、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活援助計画に位置付けて、体験的な入居を行うサービスです。事業所が当該支援を提供した場合は、共同生活援助サービス費（Ⅳ）を算定します。

体験利用にあたっては、通常共同生活援助と同様、支給決定を受ける必要があります（障害福祉サービス受給者証に、体験利用の旨及び関係事項（支給決定期間・利用日数）が明記されます）。

支給量は、年間 50 日かつ連続 30 日を超えない範囲となります（「年間 50 日」の起算日については、平成 31 年度以降は年度の区切りといたします）。

2 留意事項

(1) 支給申請

支給申請を行うにあたっては、通常支給決定時に必要な各書類に加えて、相談支援事業所又は共同生活援助事業所が作成した「グループホーム体験利用実施計画書」（別添資料 1）の提出が必要となります。また、特定障害者特別給付費についても、通常支給決定時と同様の書類提出が必要となりますので、申請者に対し適切な支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、同一事業所において過去 6 か月以内に体験利用を行っている場合であって、支援の内容に大きな変更がないと判断される場合においては、前回提出したサービス等利用計画及び個

別支援計画を再提出しても差し支えないこととします。

(2) 実績報告

共同生活援助事業所においては、体験利用のサービス提供後、利用最終日を含む3日以内に、各区役所及び宮城総合支所に対し、「グループホーム体験利用実績確認連絡票」（別添資料2）をファクシミリにより提出してください。

(3) 上限額管理

利用者が同一月に複数の共同生活援助事業所を体験利用する場合にあつては、利用当月において、当該利用者に最後に体験利用のサービスを提供した事業所が上限管理を行ってください。

3 別添資料

- (1) グループホーム体験利用実施計画書
- (2) グループホーム体験利用実績確認連絡票

4 各区・総合支所連絡先

区・総合支所	電話	FAX
青葉区役所障害高齢課	225-7211	225-7721
宮城総合支所保健福祉課	392-2111	392-0571
宮城野区役所障害高齢課	291-2111	298-0717
若林区役所障害高齢課	282-1111	282-1280
太白区役所障害高齢課	247-1111	247-3824
泉区役所障害高齢課	372-3111	372-8005

担当：施設支援係

TEL：214-8188 FAX：223-3573